

議案第 5 2 号

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年
大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の
中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第 1 1 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第 1 1 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>